

【令和5年度厚労科学研究】火葬場におけるアンケート調査 まとめ

火葬場におけるアンケート調査結果をまとめると以下のとおりである。

- 1 今回の火葬場におけるアンケート調査は、現在恒常的に稼働している火葬場 1,419 箇所を対象とし、回答票数 354 施設、回答率 24.9%である。
- 2 火葬場の新設・増改築は一部で検討しており、今後5年間（2024～2028年）に多くが予定している。理由は、「老朽化」が多く、「炉数不十分」も見られる。PPP/PFIについては、ある程度知られており、「活用を検討する予定がある」と30団体が回答している。
- 3 火葬場の建物は、2000年以前竣工がかなりの部分を占め、そのうち1975年以前竣工が少し残っている。火葬炉については、2000年以前設置が半数以上を占め、建物の竣工年とほぼ同じ傾向にある。火葬炉の経過年数は平均24.1年であるが、設置から31年以上経過している炉が一定程度あり、これは既に耐用年数を超過していると判断する。
- 4 令和4年度実績で、年間稼働日数（火葬を行った日数）は全国平均約240日、年間開場日数（休場日を除いた日数）は全国平均約290日、稼働率（開場日数に対する稼働日数の割合）は全国平均約82%、最大受入件数（火葬場が受け入れた最大件数）は全国平均約10件、火葬炉1基1日当たりの最大件数（火葬炉1基が行った最大火葬件数）は全国平均2.2件である。
- 5 火葬場での遺体の感染症の確認の有無は、「常に確認」が最も多く、「新型コロナウイルスだけを確認」が次に多いが、「確認していない」も一定程度ある。遺体に感染症があることの作業員への通知は、「している」が非常に多く、「していない」を大きく上回る。火葬場で遺体を受け入れてから火葬するまでの間の遺体に触れる機会は、「ない」がほとんどであるが、非常に少ないながらも「ある」との回答もある。「ある」場合の具体的な場面は、「最後のお別れ」、「ドライアイス、副葬品等を入れるとき」、「位置確認」などである。遺体の取扱いに係る基準・手順の有無は、「ある」が多く、「ない」がやや少ない。具体的な基準・手順としては、「棺に必ず納棺し、遺体には触らない」、「感染症等による取扱い」等である。遺体に触れる際の作業員の個人保護具について、マスク、手袋は半数以上が「装着させている」であるが、エプロン、ガウン、ゴーグル、保護メガネ、フェイスガード、帽子は半数以上が「装着させていない」である。遺体に触れる作業員が遺体の体液（血液、尿、排泄物、分泌物）に触れることは、全てが「ほとんどない」または「ない」であり、「しばしばある」及び「たまにある」はない。

火葬炉燃焼室下部等に火葬前の遺体の体液等の付着については、「ない」がほとんどであるが、一部で「しばしばある」及び「まれにある（年に数回程度）」と回答している。「しばしばある」という火葬炉は、整備の必要性が高い。

棺の取扱いについて基準（棺の消毒、作業員側の取扱い手順、体液が漏れた場合の対応、棺が壊れた場合の対応等）は、「ない」が半数以上であり、「ある」が少ない。「ある」場合の具体的な基準とは、「厚生労働省指針に基づく」、「マニュアル、ガイドラインに基づく」、

「感染症関係」となっている。

- 6 火葬炉周辺の作業に対する暑熱環境への対策は、「行っている」がほとんどであり、具体的な対策は、「空調設備」、「スポットクーラー」、「換気」、「扇風機」等である。

火葬炉周辺の粉じんに関する作業環境測定は、一部で「行っている」であるが、ほとんど「行っていない」である。火葬炉周辺の作業員に対する粉じん対策としての保護具は、「防塵マスクを用意し使用させている」、「防塵マスクを用意しているが、使用は作業員の任意」、「防塵マスクを職場として用意していない」がそれぞれ同程度である。

- 7 遺体安置設備の有無は、「ある」が半数近く程度である。機能は「遺体冷蔵庫」が最も多く、「遺体安置室であり部屋全体が冷蔵機能を持っている」及び「部屋に冷蔵機能はない」が少し見られる。遺体安置設備の収容能力は平均約2体であり、令和4年度の安置実績は平均約74体、平均の安置（待機）期間は平均約2日、最大の安置（待機）期間は平均約6日であり、安置（待機）時間の近年変化は「あまり変化がない」が最も多い。安置（待機）時間の長いことについて、一部で「支障がある」としている。その場合の支障は、「次の遺体が安置できない」などである。支障が生じる頻度は平均約17回/年であり、支障が生じる安置（待機）時間の長さは平均約4日である。

遺体安置設備の利用者は、「通常の火葬」及び「身寄りのないご遺体等、福祉関係」が多く、「警察関係」も一定程度ある。遺体安置の目的は、「火葬の順番待ち」、「遺族が揃うまで」、「火葬の許可が出るまで」が多くなっている。

遺体安置設備の整備予定は、「整備予定はない」が最も多く、一部で「増設を予定」及び「増設を検討中」である。

遺体安置の受け入れ条件は、「遺体が棺に収納」、「柩の大きさが許容範囲内」、「受入時間帯の厳守」、「利用者制限の厳守」及び「安置期間が明らか」が同程度あり、「遺体の保管状況が明らか」もある。安置される遺体の管理上の基準は、「室（装置）内温度」、「面会の制限（人数、時間等）の遵守」、「故人名を貼り付ける（ご遺体の取り違い防止）」が同程度あり、「室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」、「（遺体冷蔵庫で保管する場合）棺内の保冷剤を取り除く」、「（遺体冷蔵庫がない場合）保冷剤等で棺内を冷やす」及び「防護服や手袋の着用等、ご遺体を取り扱う作業員の衛生基準」もある。「室（装置）内温度」は平均3.5℃、「室（装置）内の消毒、清掃等、衛生基準」は「装置内の殺菌、消毒、清掃」、「アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒」、「消毒液、防臭剤の噴霧」、「臭気除去、換気」などである。「防護服や手袋の着用等、遺体を取り扱う作業員の衛生基準」は、「厚生労働省のガイドラインに基づく」、「手袋の着用」、「防護服、マスクの着用」などである。遺体安置へのドライアイスは、「使用しない」が多く、「使用する」は少数である。「使用する」場合の使用量は、夏季が平均約9kg、春秋が平均約6kg、冬季が平均約5kgである。直近2カ月における遺体安置設備の環境への利用者や作業員から意見・要望等は、「温度」、「換気」、「臭気」及び「衛生全般」である。

遺体安置設備のない火葬場で今後の整備予定は、ほとんどで「整備する予定はない」であるが、一部で「数年中に整備する予定」及び「整備を検討中」である。

8 残骨灰と集じん灰の分別は、「分別している」及び「分別していない」がほぼ同程度である。残骨灰、集じん灰の発生量は、「把握していない」が最も多く、「把握している」がやや少ない。残骨灰、集じん灰の発生量を把握している量は、残骨灰が平均約 4,100kg/年、集じん灰が平均約 930kg/年である。

残骨灰の処理処分は、「灰処理業者に委託」が非常に多く、「自ら処理処分」がかなり少なく、「火葬場管理業者に委託」及び「売却している」がさらに少なくなっている。

(1) 残骨灰を「自ら処理処分」の場合【43 件】

「処理方法」は、「高温処理」、「そのまま埋立」及び「分別処理」がやや多く、「安定化処理」がやや少ない。「残骨灰と有価物の分離」は、「行っている」及び「行っていない」がほぼ同程度である。「行っている」場合の「有価物の保管または売却」については、「保管」が 0 件、「売却」が 1 件であるが、「管理委託業者等で保管、売却等」、「処理費として充当」がある。「有価物を売却している場合」の売却益の充当先については回答がない。

残骨灰の最終的な処理方法は、「民間墓地で保管」が最も多く、「廃棄」、「管理委託業者に任せる」、「寺院で保管」、「敷地内に保管」及び「公営墓地で保管」などである。

(2) 残骨灰を「処理業者に委託」の場合【271 件】

「処理処分状況の確認」は、「書面で確認」が最も多く、「処理工場、最終処分地まで確認」がやや少なく、「処理工場は確認、最終処分地までは確認していない」及び「確認していない」がさらに少ない。処理業者の選考方法は、「随意契約」が最も多く、「複数業者による競争入札」及び「管理業務に含み管理業者が選定」が一定程度ある。その他、「プロポーザルにて選定」、「見積合せで選定」などである。

処理業者への委託内容は、「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は処理業者が保管等」が最も多く、「処理業者に残骨灰（残骨灰に含まれる有価物を含む）を売却し、処理業者が無害化処理や保管等」が次に多く、「灰処理業者に任せる」、「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」、「処理業者が無害化処理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」及び「火葬場管理業者に任せる」などである。

ア 「処理業者が無害化処理し、処理後の残骨灰と有価物は火葬場等に返却」の場合

【対象 7 件】、「処理業者に残骨灰と有価物の分離を行わせているか」は、「行わせている」が多く、「行わせていない」が少ない。「返却された有価物の保管または売却」は、「売却」がすべてであり、「保管」はない。「売却益」の充当先は、「火葬場の施設整備」、「一般財源に計上し、用途は定めていない」である。「返却された残骨灰の最終的な処理」は、「民間墓地で保管」、「公営墓地で保管」及び「敷地内に収蔵」である。過去 5 年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で 1 円または 0 円の金額になったこと」の有無は、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」が多く、「ない（前記の場合を除く）」及び「3 回以上ある」は少ない。

イ 「処理業者が無害化处理し、処理後の有価物は火葬場等に返却」の場合【対象5件】、「返却された有価物の保管または売却」は、すべて「売却」であり、「保管」はない。「有価物を売却している場合の売却益の充当先」は、すべて「一般財源に計上しており用途は特定されていない」であり、「火葬場の施設整備費に充てている」はない。

「処理業者に委託している」場合のすべて【対象271件】に対して、「処理業者による処理後の残骨灰の最終的な処理方法」は、「民間墓地で保管」が最も多く、「お寺、供養施設等で供養」がやや多く、「廃棄」、「公営墓地で保管」、「売却」と続く。過去5年間で「残骨灰の処理処分に関する入札または契約で1円または0円の金額になったこと」は、「ない（最低制限価格制度の場合を除く）」が最も多く、「3回以上ある」が次に多い。「1、2回ある」、「最低制限価格制度を導入しているため、ない」、「無償で処理」及び「火葬場管理業務に含む」が一定程度ある。

「残骨灰の処理方法について、地域住民などへの対外的な方針周知」【対象354件】は、「周知していない」がかなり多く、「周知している」はやや少ない。「残骨灰の処理方法についての遺族への説明」は、「希望があれば説明している」が最も多く、「説明していない」が次に多く、「説明している」はやや少ない。「残骨灰の処理方法についての遺族や地域住民からの意見・要望等」の有無は、「ある」が少しで、ほとんど「ない」である。「遺族や地域住民からの意見・要望等」の内容は、「有価物を売却しすべき、してはどうか等」、「1円または0円といった低価格で入札していることは問題」、「残骨灰を遺体に準じた取扱い（墳墓等に埋葬する等）をするべき」及び「残骨灰から出た有価物の売却を行うことが問題」である。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理の変更」は、「ある」が少しであり、「ない」が多い。「意見・要望等に基づき、残骨灰の処理を変更したことがある」場合の変更前及び変更後の処理方法は、「残骨の収蔵供養を条件とする残骨灰を処理する業務委託」及び「有価物を売却し、売却益の返還」である。

「残骨灰の処理方法を見直す予定」は、「見直す予定はない」が最も多く、「見直しの具体的な予定は決まってないが、今後見直す予定」がある程度あり、「見直しの予定が明確に決まっており、近日中に見直す予定」が少ない。「残骨灰の処理方法を見直す場合、なぜ見直しを行うのか、どのように見直しを行うのか」は、「有価物について売却を検討」、「有価物の売却益を維持補修費等の財源とするため」、「入札を検討」、「複数の業者から選定」などである。

9 火葬場の運営管理形態は、「一部委託」が最も多く、「指定管理者による管理」、「全面委託」、「直営」が次いで同程度であり、「PFIによる運営」は少ないがある。

火葬場の職員数は、総数が平均7.9人であり、そのうち直営が平均5.5人、委託が平均6.6人、嘱託が平均2.9人である。火葬作業ができる職員数は平均3.5人である。

職員の部内、部外での教育訓練は、「火葬場・所管部署内等で一般職員への研修」、「一般職を民間団体での研修や講習会等に参加」、「火葬場・所管部署内等で管理職への研修」及び「管理職を民間団体での研修や講習会等に参加」が同程度であるが、「教育訓練に取

り組んでいない」が最も多い。研修や講習会等のテーマは、「火葬（技術、施設の維持・管理等）関係」、「火葬（法令・条例等に拠った事務手続等）関係」、「労働安全衛生」及び「感染症対策」が同程度であるが、「研修を開催しておらず、民間団体での研修や講習会への参加もさせていない」が最も多い。

「特定の資格、免許等を有する従業員の配置における基準・目安」は、「ある」が空くなく、「なし」が多い。特定の資格、免許等については、危険物取扱者、防火管理者、火葬技術管理士などである。

「火葬場管理者以外に管理責任者の選任」については、「選任している」がやや少なく、「選任していない」がやや多い。管理責任者の肩書は、「受注業者側責任者」が最も多く、「場長、所長」及び「課長、室長、事務局長」が次いで多い。「管理監督体制の一環として部内ミーティングの実施」については、「はい」がやや少なく、「いいえ」がやや多い。「火葬場利用者の方々の火葬場に対するイメージ向上を目指した活動、取組事例等」は、「アンケート、意見箱等の設置」、「ホームページでの利用方法等の適切な開示」がやや多く、「葬祭業者との定期的ミーティング、情報交換の実施」、「地域自治会との定期的意見交換会の開催」及び「広報誌等を利用して各種啓蒙活動の実施」と続く。しかし、「特に実施していない」が最も多い。

10 ガイドラインの活用については、「活用している」が最も多く、「概ね活用している」が次いで多く、「活用していない」及び「知らなかった」は非常に少ない。

「感染症に罹患したことが分かっているご遺体を扱う際の安全面の不安」は、「不安がない」及び「不安がある」が多く、「かなり不安がある」は少ない。

「ガイドラインについての説明を公衆衛生の専門家から詳しく聞いてみたいがどうか」は、「機会があれば聞いてみたい」が最も多く、「聞いてみたいと思わない」が次いで多く、「ぜひ聞いてみたい」は少ない。